

加賀料理技術保存会 入会審査基準

本基準は、石川県食文化推進本部の下に設置された「加賀料理保持団体検討委員会」において策定されたものである。

加賀料理技術保存会への入会審査は、加賀料理技術保存会規約第6条（入会）に基づき実施することとし、下記の要件のすべてを満たすと認められる者を、同第4条（会員資格）に該当する者とする。

1. 次の点を踏まえて加賀らしさを表現できる者

- ① 加賀料理のコースを提供できること
- ② 旧加賀藩域（支藩を含む）の店舗で治部煮等の伝統的な料理を提供できること
- ③ 地元の食材を積極的に使用するよう努めること
- ④ しつらえや地元の伝統的工芸品を用いて、表現できること

2. 加賀料理の仕事に10年以上携わっている以下の者

- ① 文化の発信者として、料理・しつらえ及び接遇を統括し、もてなしの演出をおこなうことができる主人
- ② 加賀料理の調理技術を持ち、食材の選択やメニューの考案などを通じて、伝統的な加賀料理の特質を保持することができる料理人
- ③ 料理及びしつらえに込めた文化的意味を、接遇を通じて客に提供することができる女将、仲居等

3. 加賀料理の技術や知識を後世に継承する意欲を有する者

4. 会員は、原則として、石川県料理業生活衛生同業組合、金沢芽生会、又は公益社団法人石川県調理師会（以下「関係団体」という）に所属する店舗に従事している者であって、関係団体の推薦を受けた者とする。

2 前項にかかわらず、関係団体の意思決定により、関係団体に所属する店舗に従事していない者であっても、推薦を受けた場合は会員となることができるものとする。

以上